

岩手県国際水準GAP推進方針

令和5年3月31日

農林水産部農業普及技術課

1 趣旨

本県では、平成20年度に、食品安全、環境保全、労働安全などの基本事項を盛り込んだ「岩手県版農業生産工程管理¹(GAP)」(以下「岩手県版GAP」という。)を策定し、この取組を推進してきた。

また、平成29年度には2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材の調達基準としてGAP認証等が採用されたことなどを踏まえ、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(平成22年4月策定。以下「共通基盤ガイドライン」という。)」に準拠した岩手県版GAP確認制度を創設し、生産現場におけるGAPの取組を推進してきた。

こうした中、国においては、令和元年度に共通基盤ガイドラインに基づく食品安全、環境保全、労働安全の3分野のGAPの取組を、人権保護や農場経営管理の分野を加えた国際水準相当のGAPの取組に引き上げ、「令和12年までにはほぼ全ての産地で国際水準GAP²が実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進」することとした。

この実現に向けて、国は、「我が国における国際水準GAPの推進方策(以下「推進方策」という)」を令和4年3月に定めるとともに、共通基盤ガイドラインを廃止し、新たに「国際水準GAPガイドライン」を策定し、都道府県に対し、新たな基準に基づいたGAP指導の実施を求めていくこととしている。

本方針は、この推進方策及び国際水準GAPガイドラインを踏まえ、生産部会等の産地による主体的な取組を推進し、国際水準GAPの取組拡大を図ることで、本県農業の競争力強化と持続的な発展につなげることを目指し策定するものである。

2 本方針の位置づけ等

- (1) 国の「我が国における国際水準GAPの推進方策」を踏まえ、県が策定する方針である。
- (2) 国が、共通基盤ガイドラインを廃止したことに伴い、このガイドラインに準拠した岩手県版GAP確認制度を廃止する。

¹ 農業生産工程管理(GAP): 農業者自らが栽培準備から出荷・調整までの各段階で、記録、点検・評価により、食品安全、農産物の品質、労働安全等を改善する生産工程管理手法

² 国際水準GAP: 農業生産において食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野について、持続可能性を確保するための生産工程管理手法。①国際水準GAPガイドラインに基づくGAP、及び、②認証GAP(JGAP、AS IAGAP、GLOBALG. A. P.)が該当する。

3 推進期間

本方針の推進期間は、「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプランを踏まえ、令和5年度から令和8年度までとし、社会経済情勢の変化や地域の取組状況等を考慮し、適宜、必要な見直しを行う。

4 基本的な考え方

- (1) これまでの岩手県版GAPの取組から、国際水準相当のGAPの取組に引き上げ、関係機関・団体と連携し、生産部会等の産地の主体的な取組を推進する。
- (2) 第三者認証GAPを必要とする農業者や団体に対して、第三者認証GAPの認証取得を支援する。
- (3) 産地での国際水準GAPの取組拡大を円滑に進めるため、国際水準GAPの指導や第三者認証GAPの認証取得を支援できるGAP指導員を育成する。
- (4) 国際水準GAPの取組を拡大するため、生産者のみならず、実需者や消費者の理解促進を図る。

5 推進目標

国際水準GAPを実施している産地割合

現状（R4）	R5	R6	R7	R8
0%	10%	20%	30%	40%

6 推進事項

- (1) 国際水準GAPの面的取組の拡大
 - ・ 国際水準GAPに取り組む意義や取組内容について、研修会等を通じて、産地の理解促進を図る。
 - ・ 国際水準GAPに関連するチェックシートや取組マニュアル等の活用により、産地単位での取組を推進する。
- (2) 第三者認証GAPの認証取得に向けた支援
 - ・ 第三者認証GAPの認証取得を志向する団体や農業者等に対して、食品安全や労働安全のリスク評価と改善、人権保護や農場経営管理のルールづくり等の指導、助言を行う。
- (3) GAP指導員の育成・強化
 - ・ 農業普及員やJA営農指導員を対象に、国や県、民間の研修等へ派遣し、国際水準GAPの指導ができる指導員を育成する。
 - ・ 第三者認証GAPの審査の立会などにより、GAP指導員としての指導力向上を図る。

(4) 国際水準GAP取組の理解促進

- ・ 本県における国際水準GAPの取組状況等について、県ホームページや各種広報誌等を通じて、実需者や消費者等へのPRを行う。

7 推進体制

国際水準GAPの取組を関係機関・団体が一体となって推進するため、「いわて国際水準GAP推進チーム」を設置する。

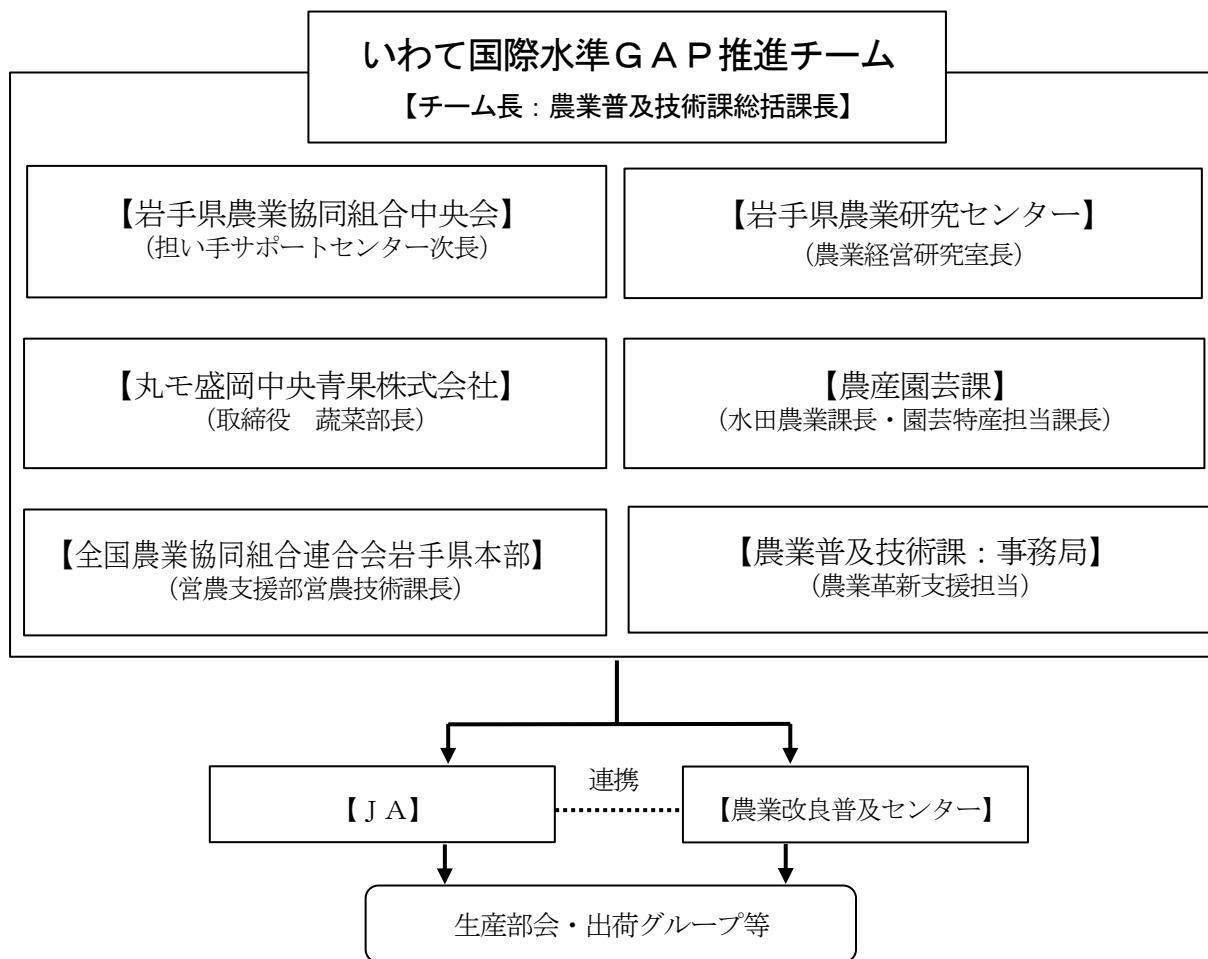
(1) 構成員

岩手県農業協同組合中央会、丸モ盛岡中央青果株式会社、全国農業協同組合連合会岩手県本部、岩手県（農業研究センター、農産園芸課、農業普及技術課）

(2) 取組内容

- ア 国際水準GAPの取組拡大に関すること
- イ 国際水準GAPの理解促進に関すること
- ウ その他国際水準GAPの推進に関すること

附則 この方針は、令和5年3月31日から施行する。



※矢印は取組にかかる指導・支援の流れを示す

図 国際水準GAPの推進に係る体制図

表1 いわて国際水準GAP推進チームの役割分担

所 属	役 割
岩手県農業協同組合中央会	<ul style="list-style-type: none"> ・ J Aへの国際水準GAPの理解促進 ・ 営農指導員の国際水準GAP指導力向上
全国農業協同組合連合会 岩手県本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ J Aへの国際水準GAP取組の指導 ・ 認証GAP取得に向けた支援（J Aが事務局を担う団体認証）
丸モ盛岡中央青果株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実需者の立場からの助言、情報提供
岩手県農業研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農場経営管理等に係る助言
農産園芸課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組産地の生産振興に係る助言
農業普及技術課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産地や農業者への国際水準GAPの理解促進 ・ チェックシートや取組マニュアルの作成 ・ GAP指導員の育成・指導力向上 ・ 認証GAP取得に向けた支援 ・ 国際水準GAPの取組に関するPR活動 ・ 推進チームに係る企画・運営

表2 現地指導機関の役割

所 属	役 割
J A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際水準GAPに取り組む生産部会等への指導
農業改良普及センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ J Aや国際水準GAPに取り組む出荷グループ等への指導